

## 森林（もり）の里親（としまの森）協定書

豊島区（以下「甲」という。）と箕輪町（以下「乙」という。）は、協働して箕輪町内の森林整備を実施することに関し、長野県を立会人として以下のとおり、必要な事項を定めることとする。

### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が協働して乙区域内の森林整備を実施することにより、森林の保全及び地球温暖化対策の推進と森林を活用したダイナミックな自然体験を伴う環境交流事業を実施し、甲乙相互の交流の促進を図ることを目的とする。

### （区域及び面積）

第2条 協定の目的となる森林（以下「としまの森」という。）の区域及びその面積は別紙に定めることとする。

### （協定期間）

第3条 協定期間は令和2年9月1日から令和7年3月31日とする。

2 この協定期間は、甲乙協議の上、更新できるものとする。

### （森林整備の定義）

第4条 この協定における「森林整備」とは、「としまの森」において実施する除・間伐作業や下刈り、枝打ち等の森林保育や植栽のことをいう。

### （森林整備の実施）

第5条 甲及び乙は、毎年度、「としまの森」において森林整備を実施する区域を選定するとともに、その実施方法及び時期等を定めた計画を協議の上策定するものとする。

2 甲及び乙は、森林整備計画に基づき、森林整備を実施する。

3 「としまの森」における森林整備は、乙が予算の範囲内において委託事業者と契約を締結して行わせ、要した費用に対し、甲が費用負担を行う。

4 甲は、「としまの森」において、住民や事業者に対し、環境教育や甲乙相互交流の促進を目的とした環境交流活動を、甲が認めた者、団体又は事業者に対して行わせることが出来る。

5 前項の使用にあたって、乙は、甲に対し、使用料その他の対価を求めない。

### （二酸化炭素吸収量の相殺）

第6条 甲は、この協定における森林整備により得られる二酸化炭素吸収量について、長野県森林CO2吸収評価認証制度に基づき、毎年森林整備の実績報告を行い、二酸化炭素吸収量の申請を行うことができる。

2 甲は、前項の申請の結果により認定された二酸化炭素吸収量を、甲の二酸化炭素排出量から相殺することができる。

### （乙の協力）

第7条 乙は、別紙に定める森林の関係者と調整を図り、森林整備が実施されるよう努めることとする。

2 乙は、森林の機能を損なわない範囲において、甲に森林の利活用を図るための便宜を図るとともに、甲との交流を積極的に進めるものとする。

3 乙は、甲が行う、森林整備の実施に係る森林法に基づく伐採届出その他各法令に基づく許可申請及び届出等について協力するものとする。

4 乙は、甲が行う、長野県への二酸化炭素吸収量申請等の事務手続きについて協力するものとする。

### （安全確保等の措置）

第8条 甲は、上記第5条4項に定める活動の参加者の安全に対し、責任を持って確保するとともに、事故防止等のため措置を講ずるものとする。なお、活動に伴い発生した事故については、乙は一切の責任を負わないものとする。

### （立木竹等の所有権等の権利）

第9条 甲は、植栽、保育等の作業により生じる権利を有しないものとする。ただし、第5条の規定により間伐し、搬出した木材について、その所有権は甲に帰属するものとする。

2 乙は、甲の活動により植栽された樹木及び整備された森林の管理について責任を持つものとする。

### （その他必要と認められる事項）

第10条 この協定の変更又は廃止は、甲乙双方の合意によらなければならない。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、本協定締結の証として本書3通を作成し、甲乙及び立会者が記名押印のうえ各自1通を保管する。

令和 2年 9月 1日

甲 豊島区長

高野之夫



乙 箕輪町長

白鳥政徳



立会者 長野県上伊那地域振興局長

佐藤公俊

